

クレーンの航空障害灯、昼間障害標識

5. 航空障害灯、昼間障害標識設置要領

(1) 航空障害灯 航空法第51条、同規則127条、127条の2

1) 設置対象物件

- ①表地又は水面より60m以上の高さの物件
- ②飛行場の進入表面、転移表面または水平表面の投影面と一致する区域内にある物件
- ③航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの

2) 航空障害灯の種類

種類	灯光	配光	実効光度	閃光(明滅)回数	灯器
中光度赤色	航空赤	明滅光	1,500cd以上2,500cd以下 700cd以上※	20~60回／分	OM-6 (OM-7×2)
低光度	航空赤	不動光	32cd以上	—	OM-3A(ネオン管) OM-3C

※1. 高光度、中光度白色障害灯については、省略します。

※2. OM-6型が設置不可能な場合は、OM-7型2個を出来るだけ接近で組み合わせたものであって、かつ、同時に明滅させたものにより代用することができる。

3) 航空障害灯取り付け基準：鉄塔と同様の扱い

クレーン高さ	ジブ長さ	取付場所	型式	灯数	明滅・不動	備考
60m以上～90m未満	45m未満	ジブ先端	OM-3A	1	不動光	
		ジブ中間	—	—	—	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
	45m以上	ジブ先端	OM-3A	1	不動光	
		ジブ中間	OM-3A	1	不動光	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
90m以上	45m未満	ジブ先端	OM-7	2	明滅光	
		ジブ中間	—	—	—	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
	45m以上	ジブ先端	OM-7	2	明滅光	
		ジブ中間	OM-3A	1	不動光	
		ガイサポート	OM-7	2	明滅光	

4) 届出

航空障害灯および昼間障害標識の設置者は、遅延なく国土交通大臣（所轄航空局長）に届出を提出しなければならない。

- ①航空障害灯および昼間障害標識の設置届書類（航空法施工規則第238条）
- ②物件位置図（国土地理院発行 1/50000 または 1/25000 の地図、コピーは不可）
- ③航空障害灯および昼間障害標識設置概略平面図
- ④航空障害灯および昼間障害標識設置概略立面図
- ⑤クライミング計画図

(2) 昼間障害標識 航空法第51条の2、同規則132条の2、3、4

1) 設置対象物件

- ①煙突、鉄塔その他国土交通省令で定める物件で地表または水面から60m以上の高さのもの

②航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの

2) 昼間障害標識の塗装色

- ①工事用の仮設クレーンの中間障害標識塗装は、ジブ先端から黄赤と白の順に交互7等分に塗装する。

②塗装色のマンセル記号は、黄赤：10R 4/13、白：N9.5等とされている

(3) 航空障害灯および昼間障害標識の設置免除の事務処理基準について（航空局長通達）

設置場所周囲の状況により例外規定などがありますので、必ず所轄の航空局へ相談してください。